

報 道 資 料

平成31年2月26日
総務部法務文書課
県政情報係 中島、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第212号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第194号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成31年2月25日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（県民サービス課）
- ◎ 対象行政文書：警察法第79条に規定する苦情の申出等を行った者に対する制裁的措置について記述されているもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：開示請求に係る行政文書を作成または取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 行政文書の不存在について

審査請求人は、「警察法第79条に規定する苦情の申出等を行った者に対する制裁的措置について記述されているもの」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているのに対し、以下検討する。

警察法第79条第1項は、「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。」と定めている。また、同条第2項は、都道府県公安委員会は、苦情の申出があったときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書で申出者に通知しなければならない旨定めており、これらは、都道府県公安委員会及び都道府県警察が、国民の要望や意見を的確に把握し誠実に対応することにより業務改善を図ることを目的として規定されたものと考えられる。

したがって、警察法第79条に基づく苦情の申出等を行った者に対し制裁的措置が講じられるとする合理的な理由は認められず、実施機関が本件開示請求に係る文書を作成又は取得することは、通常想定し難い。

これらのことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成25年	1月	2日		
② 決 定	平成25年	1月10日	付け	不開示決定	
③ 審査請求	平成25年	2月	5日		
④ 諮 問	平成25年	2月14日			
⑤ 経 過	平成30年	8月29日		第222回審査会	審議
	平成30年	10月5日		第223回審査会	審議
	平成30年	10月26日		第224回審査会	審議
	平成30年	11月28日		第225回審査会	審議
	平成30年	12月27日		第226回審査会	審議
	平成31年	1月31日		第227回審査会	審議